

指 針

- (1) 学校等における児童等の安全の確保に関する指針
- (2) 通学路等における児童等の安全の確保に関する指針
- (3) 犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針
- (4) 犯罪の防止に配慮した公園等の構造、設備等に関する指針
- (5) 犯罪の防止に配慮した深夜小売業店舗等の構造、設備等に関する指針

平成21年3月26日

鳥 取 県

学校等における児童等の安全の確保に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例（平成20年鳥取県条例第44号）第12条第2項の規定に基づき、学校（大学を除く。）、専修学校（高等課程に限る。）及び児童福祉施設（以下「学校等」という。）における児童等の安全の確保を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、学校等を設置し、又は管理する者に対して児童等の安全を確保するための具体的方策等を示し、その自発的な対策を促すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。
- (2) この指針は、関係法令、管理体制の整備状況等を考慮し、児童等の発達段階や学校等の実情に応じて運用するものとする。
- (3) この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

3 防犯の基本原則

学校等で発生する犯罪を防止するため、次の3点の基本原則から防犯性の向上について検討し、施設等の配置計画、設計、改善及び整備を行うものとする。

- (1) 周囲からの見通しの確保（監視性の確保）
施設等への周囲からの見通しを確保することにより、不審者等（注）が近づきにくい環境を確保する。
- (2) 学校関係者の防犯意識の向上と領域の明確化（領域性の強化）
学校関係者の防犯意識の向上を図るとともに、囲障や塀を設置することにより、守るべき領域を明確にして、犯罪の起こりにくい領域を確保する。
- (3) 不審者等の接近の防止（接近の制御）
施設等の配置や動線を制御することにより、不審者等の動きを限定し施設等への接近を妨ぎ、犯行の機会を減少させる。

第2 学校等における児童等の安全の確保に関する事項

1 学校安全に関する校内体制の整備

児童等の安全の確保を第一に、組織的な対応を図るとともに、児童等の保護者、地域住民、その所在地を管轄する警察署、その他の関係機関・団体の協力を得て、次のような対策の実施に努めるものとする。

- (1) 緊急事態における対応を内容とする学校独自の危機管理マニュアルの策定
- (2) 学校安全委員会の設置や学校安全ボランティアによる体制づくり
- (3) 危機管理についての教職員等に対する研修及び防犯訓練の実施

(4) 定期的な安全体制・設備等の点検の実施

2 不審者等の侵入防止対策の充実・強化

不審者等の侵入を防ぎ、児童等への危害等を未然に防ぐため、次のような対策の実施に努めるものとする。

- (1) 出入り口の限定（開放部分と非開放部分とを明確に分けること）
- (2) 施錠等による適切な管理
- (3) 学校内及び学校周辺の見回り
- (4) 来校者用の入り口の設定及び受付（事務室等）の明示
- (5) 受付での来校者のチェック等の徹底
- (6) 来校者に対するあいさつ・声かけの励行
- (7) 不審者等の侵入を防ぐ防犯設備の設置

3 保護者、地域住民及び関係機関・団体との連携・協力

児童等の安全を確保するため、保護者、地域住民及び関係機関・団体とネットワークを構築し、次のような対策の実施に努めるものとする。

- (1) 学校等の敷地内や周辺における登下校時のパトロールや見守り活動などの協力体制の整備
- (2) 不審者等を発見した場合の学校等への通報
- (3) 近隣の学校等を含めた関係機関による不審者情報等の相互連絡体制の確立
- (4) 不審者情報があった場合、注意喚起するための文書を配布する等の周知方法の確立
- (5) 周辺の「子どもかけ込み110番の家」等との連携・協力体制の構築

4 緊急時における体制整備

学校等の近隣において不審者情報等があった場合及び学校等への不審者侵入等の緊急時に備えて、児童等の保護者、地域住民及び関係機関・団体と連携して、次のような体制の整備等に努めるものとする。

- (1) 学校等の近隣において不審者情報等があった場合の警察署へのパトロールの要請、保護者への連絡、登下校の方法の決定等
- (2) 学校等への不審者侵入等、緊急時における警察署及び管轄教育委員会への通報、児童等の避難誘導、不審者等への対応等の教職員等の役割分担の明確化
- (3) 学校等、警察署、県、市町村及びその他関係機関間における情報連絡網の整備
- (4) 医療機関等との連携によるカウンセリングや心のケアの支援体制の整備
- (5) 関係機関の協力・連携による防犯訓練や応急手当等を内容とした訓練の実施

5 児童等に対する安全教育

児童等が安全に関する問題について、興味・関心をもって積極的に学習に取り組み、また、自ら危険を予測し、回避する能力を身につけ、安全について適切な意思決定・行動選択ができるよう、学校等の活動や行事を通して、次のような取組みの実施に努めるものとする。

- (1) 不審者侵入等、緊急時における対処方法等を内容とした防犯教室・防犯訓練の実施
- (2) 不審者等に遭遇した場合等における、警察への通報や保護者、学校等への速やかな連絡の

方法、また、大声を出す、逃げる等のとっさの行動の方法についての指導

- (3) 周辺の「子どもかけ込み110番の家」等の緊急避難場所のその所在地や表示、役割等の指導や危険箇所等の周知
- (4) 地域社会の安全について、児童等が主体となって取り組む地域安全マップの作成
- (5) 防犯ブザー、防犯笛の使用法の指導

6 設備・機器の点検整備

安全管理徹底の観点から、次のような設備・機器の点検整備等に努めるものとする。

- (1) 通用門、フェンス（囲障）、外灯、校舎の窓、出入口、鍵等
- (2) 死角の原因となる立木等の障害物の有無
- (3) 警報装置（警報ベル、警報ブザー等）や防犯監視システム（防犯カメラ、校内緊急通話システム等）

7 施設の整備等

学校における児童等の安全確保の観点から、次のように施設の整備等を行うよう努めるものとする。

- (1) 施設等の配置
 - ア 職員室・事務室からアプローチ・運動場が視認できるようにする。やむを得ず死角になる場合、防犯カメラの設置等により補完する。
 - イ 門・建物周囲等、必要な箇所に外灯を設置する。
 - ウ 駐車・駐輪場は、校舎内部や周囲から見通せる場所に設置する。
- (2) 門及び囲障
 - ア 敷地周囲をフェンス又は植栽で囲み、無秩序な進入を制御する。
 - イ 門を職員室・事務室から死角にしない。やむを得ず死角になる場合、防犯カメラの設置等により補完する。
 - ウ 囲障は、周囲の視線を妨げない構造とする。
- (3) 建築物
 - ア 受付は、外部来訪者が確認できる位置に置く。
 - イ 職員室・事務室のガラスは透明で、視認性を確保する。
 - ウ 接地階の教室・事務室等の窓・出入口は、センサーの設置や堅牢化を図る。

(注)：「不審者等」とは、人の生命、身体、財産等に危害を加え、又はそのおそれがある者をいう。

通学路等における児童等の安全の確保に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例（平成20年鳥取県条例第44号）第13条第2項の規定に基づき、通学、通園等の用に供される道路及び児童等が日常的に利用する公園、広場等（以下「通学路等」という。）における児童等の安全を確保するために必要な方策等を示すことにより、通学路等における児童等の安全の確保を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、学校等を管理する者、児童等の保護者、地域住民、通学路等を管理する者及び通学路等の所在する区域を管轄する警察署長に対し、通学路等における児童等の安全を確保するうえで配慮すべき方策や具体的な手法等を示し、その自発的な対策を促すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。
- (2) この指針は、関係法令、通学路等の整備状況、地域住民の意見等を踏まえ、通学路等の実情に応じて運用するものとする。
- (3) この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

3 防犯の基本原則

通学路で発生する犯罪を防止するため、次の3点から防犯性の向上について検討し、通学路等における安全確保を図るものとする。

- (1) 周囲からの見通しの確保（監視性の確保）
周囲からの見通しを確保することにより、不審者等（注1）が近づきにくい環境を確保する。
- (2) 領域の明確化（領域性の強化）
周辺住民が「わがまち意識」を持つことにより帰属意識を高め、地域コミュニティの形成、環境の維持管理、子どもの見守り活動等が活発に行われるようにして、不審者等が近づきにくい領域を確保する。
- (3) 不審者等の接近の防止（接近の制御）
緊急避難場所の確保や防犯設備の整備により、不審者等の接近を制御し犯行の機会を減少させる。

第2 通学路等における児童等の安全の確保に関する事項

1 通学路の設定

通学路の設定に当たっては、教育委員会をはじめ関係機関と協議し、交通安全の観点を含め、連れ去りや誘拐等に対する防犯の観点から、可能な限り安全な通学路を設定し、登下校等の際、その利用を徹底させるものとする。

2 通学路等における安全な環境の整備

通学路等における児童等の安全を確保するため、次のような環境の整備に努めるものとする。

(1) 通学路

- ア 幅員が広い等構造上可能な道路における歩道と車道の分離
- イ 死角をつくらない植栽等の配置、剪定等による周囲からの見通しの確保
- ウ 死角となる物件又は箇所がある場合は、死角を解消するためのミラー等の整備
- エ 周辺に「子どもかけ込み110番の家」等の緊急避難場所の設置
- オ 防犯灯等による、夜間における人の行動を視認できる程度以上の照度（注2）の確保
- カ 子どもに対する犯罪発生の危険性が特に高い通学路等への防犯ベル、防犯カメラ又は警察に対する通報装置の設置

(2) 公園

- ア 死角をつくらない植栽等の配置、剪定等による周囲からの見通しの確保
- イ 死角をつくらない遊具等の配置等による周囲からの見通しの確保
- ウ トイレを設置する場合は、周辺道路から近い場所等、周囲からの見通しがよい場所に設置
- エ 周辺に「子どもかけ込み110番の家」等の緊急避難場所の設置
- オ 照明設備による、夜間における遊具やトイレなどで人の行動を視認できる程度以上の照度（注2）の確保
- カ 見通しが確保できない場所やトイレ等では、必要に応じて防犯ベル等の設置

3 通学路等における児童等の安全確保のための関係機関との連携

学校等を管理する者、保護者、児童等の地域住民、通学路等を管理する者及び通学路等の所在する区域を管理する者及び通学路等の所在する区域を管轄する警察署長は、連携して、通学路等における児童等の安全を確保するため、次のような取組みの実施に努めるものとする。

- (1) 通学路等における児童等に対する犯罪、不審行為等の情報、その他児童等の安全の確保に関する情報の伝達、交換及びこれらの情報の内容に応じた対策を講ずるための推進体制の整備
- (2) 通学路等における児童等の登下校時のパトロールや見守り活動の実施、緊急時の保護活動、その他児童等の安全を確保する活動を行うための協力体制の確立
- (3) 通学路等における危険箇所の把握や安全点検の実施及び危険箇所等の改善に向けた取組みの実施
- (4) 通学路等における危険箇所や緊急時に避難できる「子どもかけ込み110番の家」等、児童等に対する安全情報の周知及び注意喚起を図るための取組みの実施

4 安全教育の充実

児童等が、通学路等において犯罪被害に遭わないための知識を習得し、危険を予知し、これを回避できる能力を育成するため、学校等における安全教育に加え、保護者及び関係機関等と連携して、地域ぐるみで地域安全マップを作成するなど、安全教育の充実に努めるものとする。

(注1) : 「不審者等」とは、人の生命、身体、財産等に危害を加え、又はそのおそれがある者をいう。

(注2) : 「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度（平均水平面照度がおおむね3ルクス以上）をいう。

犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例（平成20年鳥取県条例第44号）第15条第3項の規定に基づき、住宅（共同住宅及び一戸建住宅をいう。以下同じ。）について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する事項等を示すことにより、防犯性の高い住宅の普及を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、新築される住宅及び改修される既存の住宅を対象とする。
- (2) この指針は、住宅の新築又は改修に際し、住宅の建築主、設計者、施工者又は住宅の所有者若しくは管理者に対して、住宅及びその周辺環境に応じて住宅の防犯性の向上に係る企画、設計、整備及び管理上配慮すべき事項を示し、その自発的な対策を促すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。
- (3) この指針は、建築関係法令等との関係、建築計画上の制約、管理体制の整備状況等に配慮し、対応が可能と判断される項目について適用するものとする。
- (4) この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

3 防犯の基本原則

住宅で発生する犯罪を防止するため、次の4点の基本原則から防犯性の向上について検討し、住宅の計画、設計、改善及び整備を行うものとする。

- (1) 周囲からの見通しの確保（監視性の確保）
周囲からの見通しを確保することによって、不審者等（注1）が近づきにくい環境を確保する。
- (2) 居住者の共同意識の向上（領域性の強化）
共同住宅については、居住者が帰属意識を高め、コミュニティの形成を促進させることにより、犯罪の起こりにくい領域を確保する。
- (3) 不審者等の接近の防止（接近の制御）
塀や門扉等を設置することにより不審者等の侵入経路を制御し、不審者等の犯行を物理的・心理的に断念させることで、犯行の機会を減少させる。
- (4) 部材、設備等の強化（抵抗性の強化）
不審者等が住戸内へ侵入しようとする際、破壊できない、又は破壊に時間を要する窓や扉にすることにより犯行を断念させ、被害を回避することができる。

第2 犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する事項

1 共同住宅

(1) 共用部分

ア 共用出入口

(ア) 共用玄関

- ・ 共用玄関は、道路等からの見通しが確保される位置に配置する。
- ・ その見通しが確保されない場合は、人の存在が確認できるように、防犯カメラ等により見通しを補完する対策を講ずる。

(イ) 共用玄関扉

- ・ 共用玄関には、扉を設置し、扉は透明ガラス等を使用するなど、扉の内外を相互に見通せる構造とする。
- ・ 居住者が来訪者を確認の上で解錠するオートロックシステム（注2）等を導入し、人の出入りが制限できる構造とし、共用玄関以外の共用出入口は自動施錠機能付き扉（注3）とする。

(ウ) 照明設備

- ・ 共用玄関の照明設備は、人の顔及び行動が明確に識別できる程度以上の照度（注4）を確保する。
- ・ 共用玄関以外の共用出入口の照明設備は、人の顔及び行動が識別できる程度以上の照度（注5）を確保する。
- ・ 夜間においては、不審者等の立入を威嚇し、居住者が帰宅時に周囲の様子を視認できるように、常時点灯する照明又は人の動きを感知して点灯するセンサー付きの照明（以下「常時照明等」という。）を設置する。

イ 管理人室

(ア) 管理人室は、共用玄関、共用メールコーナー（宅配ボックスを含む。以下同じ。）及びエレベーターホールを見通せる構造とし、又はこれらに近接した位置に配置する。

(イ) 管理人室の窓は、共用玄関からの人の出入りが確認できる位置に配置する。

ウ 共用メールコーナー

(ア) 配置

- ・ 共用メールコーナーは、共用玄関、エレベーターホール又は管理人室等から見通せる位置に配置する。
- ・ 見通しが確保されない場合には、人の存在が確認できるように、防犯カメラ等により見通しを補完する対策を講ずる。

(イ) 照明設備

共用メールコーナーの照明設備は、人の顔及び行動が明確に識別できる程度以上の照度を確保する。

(ウ) 郵便受け箱

- ・ 郵便受け箱は、施錠可能なものとする。

エ エレベーターホール

(ア) 配置

- ・ 共用玄関のある階のエレベーターホールは、共用玄関又は管理人室等から見通せる位置に配置する。
- ・ その見通しが確保されない場合は、人の存在が確認できるように、防犯カメラ等により見通しを補完する対策を講ずる。

(イ) 照明設備

- ・ 共用玄関のある階のエレベーターホールの照明設備は、人の顔及び行動が明確に識別できる程度以上の照度を確保する。
- ・ その他の階のエレベーターホールの照明設備は、人の顔及び行動が識別できる程度以上の照度を確保する。

オ エレベーター

(ア) 扉

かご及び昇降機の出入口の扉には、かご内の状況を外部から確認できる構造の窓を設置する。

(イ) 照明設備

かご内の照明設備は、人の顔及び行動が明確に識別できる程度以上の照度を確保する。

(ウ) 防犯カメラの設置

かご内には、防犯カメラを設置し、その旨を表示する。その場合、死角が生じないよう配慮する。

(エ) 外部通報

非常時に備え、かご内から外部に連絡又は吹鳴する装置（押しボタン、インターホン等）を設置する。

カ 共用廊下、共用階段

(ア) 配置、構造等

- ・ 共用廊下、共用階段の他の部分、エレベーターホール等から見通せる配置又は構造とする。また、共用廊下又は共用階段が住戸のバルコニー等に近接する場合は、当該バルコニー等に侵入しにくい構造とする。
- ・ 屋外に設置されるものについては、住棟外部から見通せるものとする。また、屋内に設置されるものについては、各階において階段室が共用廊下等に常時開放されているようにする。

(イ) 照明設備

共用廊下、共用階段の照明設備は、極端な明暗が生じないよう配慮しつつ、人の顔及び行動が識別できる程度以上の照度を確保する。

キ 駐車場

(ア) 配置

- ・ 屋外に設置する場合は、道路、共用玄関又は居室の窓等から見通せる位置に配置し、屋根を設ける場合は、住戸のバルコニーや窓等上方への足場とならない構造、形態、位置とする。
- ・ 見通しが悪く死角になる箇所にはミラーを設置し、視認性を確保する。

(イ) 照明設備

駐車場の照明設備は、極端な明暗が生じないよう配慮しつつ、人の行動を視認できる程度以上の照度（注6）を確保する。

ク 駐輪場

(ア) 配置

屋外に設置する場合は、道路、共用出入口又は居室の窓等から見通せる位置に配置し、

屋根を設ける場合は、住戸のバルコニーや窓等への足場とならない構造、形態、位置とする。屋内に設置する場合には、構造上支障のない範囲において、外部から駐輪場が見通せるように開口部を確保する。

(イ) 盗難防止装置

駐輪場については、自転車又はオートバイとチェーン錠等で結束できるように、チェーン用パーラック（注7）又はサイクルラック（注8）等の盗難防止に有効な措置を講じる。

(ウ) 照明設備

駐輪場の照明設備は、極端な明暗が生じないよう配慮しつつ、人の行動を視認できる程度以上の照度を確保する。

ケ 塀、柵又は生け垣等

位置、構造、高さ等が、周囲からの見通しを妨げるものとならないようにするとともに、侵入の足場とならない配置、構造とする。

また、周囲の道路等に対しても、死角や暗がりを生じることのないように配慮する。

コ 屋上

屋上の出入口等に扉を設置し、屋上を居住者等に常時開放する場合を除き、当該扉は施錠可能なものにする。

サ ゴミ置き場

(ア) 道路等から見通せ、かつ、住棟等と近接する場合は、住棟等への延焼のおそれのない位置に配置する。

(イ) 施錠可能な扉等で区画するとともに、人の行動を視認できる程度以上の照度を確保できる照明設備を設置する。

シ 集会所等

(ア) 集会所等の共同施設は、周囲から見通せる位置に配置する。

(イ) 人の行動が視認できる程度以上の照度を確保できる照明設備を設置する。

ス 防犯カメラの運用

防犯カメラを設置する場合は、その適正な運用を図るため、可能な限り以下の項目に配慮する。

(ア) 配置等

- ・ 防犯カメラを設置する場合は、見通しの補完、範囲の抑制等の観点から有効な位置、台数等を検討し適切に配置する。また、映像を録画する記録装置を設置することが望ましい。
- ・ 防犯カメラを設置する部分の照明設備は、当該防犯カメラが有効に機能するため必要となる照度を確保したものとする。

(イ) 個人のプライバシーの保護への配慮

- ・ 設置区域内の見やすい場所に、防犯カメラが作動していることを明示する。
- ・ 防犯カメラを設置及び運用する者は、プライバシーの保護に配慮して、防犯カメラの設置及び管理運用並びに画像等の情報の取扱いに関し、適切な措置を講じる。

セ 敷地内通路

(ア) 配置

敷地内通路は、道路、共用出入口又は居室の窓等から見通せる位置に配置する。また、周辺環境、夜間等における利用状況、管理体制等を踏まえ、道路、共用出入口、屋外駐車場等を結ぶ特定の通路に動線が集中するように配置する。

(イ) 照明設備

周辺の照明設備は、極端な明暗が生じないよう配慮しつつ、人の行動を視認できる程度の照度を確保する。

ソ 児童遊園、広場、緑地等

(ア) 配置

児童遊園、広場、緑地等は、道路、共用玄関又は居室の窓等から見通せる位置に配置する。

(イ) 照明設備

周辺の照明設備は、極端な明暗が生じないよう配慮しつつ、人の行動を視認できる程度の照度を確保する。

(2) 専用（住戸）部分

ア 住戸の玄関

(ア) 玄関扉

- ・ 玄関は、共用廊下、階段から見通せる位置に設置する。
- ・ 玄関扉は、防犯建物部品（注9）の扉及び錠によるものとする。
- ・ 防犯建物部品によることができない場合は、鍵については、ピッキング（注10）での解錠が困難な構造のシリンダーを有し、面付箱錠等の破壊が困難な構造のものとし、主錠のほかに補助錠も設置する。扉については、スチール製等の破壊が困難で、デッドボルト（かんぬき）が外部から見えない構造のものとし、サムターン回し（注11）等の侵入手口を防止するため、ガードプレート（注12）を設置するなど、扉と扉枠との隙間が見えない構造とする。
- ・ 扉に明かり取りガラスを設ける場合は、防犯建物部品のガラスによる。それによることができない場合は、万一破壊されてもサムターン等の解錠装置まで手が届かない位置に設置する。

(イ) ドアスコープ・ドアチェーン等

扉を開けずに外部の様子を見通すことが可能なドアスコープ等を設置し、錠の機能を補完するドアチェーン等も設置する。

(ウ) インターホン・ドアホン

住戸内から玄関外側にいる者と通話のできるインターホン又はドアホンを設置する。

(エ) 照明設備

玄関及び勝手口付近の照明設備は、人の顔や行動が明確に識別できる程度以上の照度を確保するものとし、玄関付近には常時照明等を設置する。

イ 窓

(ア) 廊下に面する窓

共用廊下に面する窓や接地階の外部に面する窓は、防犯建物部品のサッシ及びガラス（防犯建物部品のウインドフィルムを貼付したものを含む。以下同じ。）又は面格子を設

置したものとする。それらによることができない場合は、補助錠の設置など侵入防止に有効な措置を講じる。

(イ) バルコニー等に面する窓

バルコニー等に面する窓は、防犯建物部品のサッシ及びガラスを設置したものとする。それらによることができない場合は、錠付けクレセント、補助錠、シャッターサッシ等を設置する。

ウ バルコニー

(ア) 配置等

バルコニーは、縦樋、階段の手すり、駐車（輪）場、物置、庭木等を足場として侵入することが困難な位置に配置する。それら侵入の足場となりそうなものがバルコニーに近接する場合には、面格子の設置など侵入防止に有効な措置を講じる。

(イ) 手すり等

手すり等は、プライバシー確保、転落防止及び建築構造上支障のない範囲において、道路、共用廊下又は居室の窓等から見通せる構造のものとする。

2 一戸建住宅

(1) 玄関扉

ア 玄関扉

(ア) 玄関は、道路等から見通せる位置に設置する。

(イ) 玄関扉は、防犯建物部品の扉及び錠によるものとする。

(ウ) 防犯建物部品によることができない場合は、鍵については、ピッキングでの解錠が困難な構造のシリンダーを有し、面付箱錠等の破壊が困難な構造のものとし、主錠のほか補助錠も設置する。扉については、スチール製等の破壊が困難で、デッドボルト（かんぬき）が外部から見えない構造のものとし、サムターン回し等の侵入手口を防止するため、ガードプレートを設置するなど、扉と扉枠との隙間が見えない構造とする。

(エ) 扉に明かり取りガラスを設ける場合は、防犯建物部品のガラスによる。それによることができない場合は、万一破壊されてもサムターン等の解錠装置まで手が届かない位置に設置する。

(オ) 引き戸の場合は、防犯建物部品の引き戸とする。それによることができない場合は、万一破壊されても手を差し込まれないように、格子の間隔を小さいものとする。

(カ) 郵便受口を取り付けた扉又は引き戸は、サムターン回し等の侵入手口を防止するため、郵便受口から室内が見えないように受け箱（内蓋）を取り付けるとともに、サムターン等の解錠装置まで手や針金が届かない構造又は取り付け位置とする。

イ ドアスコープ・ドアチェーン等

扉を開けずに外部の様子を見通すことが可能なドアスコープ等を設置し、錠の機能を補完するドアチェーン等も設置する。

ウ インターホン、ドアホン

住戸内から玄関外側にいる者と通話のできるインターホン又はドアホンを設置する。

エ 照明設備

玄関及び勝手口付近の照明設備は、人の顔や行動が明確に識別できる程度以上の照度を確

保するものとし、玄関付近には常時照明等を設置する。

(2) 窓

ア 1階部分の窓

1階部分の窓（バルコニー等に面する窓を除く。）は、防犯建物部品のサッシ及びガラス又は面格子を設置したものとする。それらによることができない場合は、補助錠の設置など侵入防止に有効な措置を講ずる。

イ バルコニー等に面する窓

バルコニー等に面する窓は、防犯建物部品のサッシ及びガラスを設置したものとする。それらによることができない場合は、補助錠等を設置する。

(3) バルコニー

ア 配置等

バルコニーは、縦樋、車庫、物置、庭木等を足場として侵入することが困難な位置に配置する。それら侵入の足場となりそうなものがバルコニーに近接する場合には、面格子の設置など侵入防止に有効な措置を講じる。

イ 手すり等

手すり等は、プライバシー確保、転落防止及び建築構造上支障のない範囲において、道路又は居室の窓等から見通せる構造のものとする。

(4) 車庫、自転車、オートバイ置き場

ア 車庫、自転車、オートバイ置き場は、道路又は居室の窓等から見通せる配置、構造とする。

イ 居住者以外の出入りを制限するため、施錠可能な門扉、シャッター等を設置する。

ウ 屋根を設ける場合には、住宅への侵入の足場とならないような配置、構造とする。

エ 車庫等の照明設備は、極端な明暗が生じないよう配慮しつつ、人の行動を視認できる程度の照度を確保する。

(5) 塀、柵又は生け垣等

塀、柵又は生け垣等は、周囲からの見通しを妨げるものとならないようにするとともに、侵入の足場とならない配置、構造とする。

(6) 物置等

物置等は、道路等から見通せ、かつ、住宅への侵入の足場とならないように配置する。

(7) 空調室外機、配管、縦樋等

空調室外機、配管、縦樋等は、侵入防止に有効な構造、配置のものとする。

第3 犯罪の防止に配慮した住宅の管理に関する事項

1 設備等の整備及び維持管理

(1) 防犯設備の点検整備

オートロックシステム、インターホン、防犯カメラ等の防犯設備について、適正に作動しているか定期的に点検整備する。

(2) 死角となる物の除去

共同住宅において、共用廊下、共用玄関等に物置、ロッカー等が置かれていることにより死角となる箇所が発生している場合には、これらを撤去し見通しを確保する。

一般住宅において、玄関扉、1階の窓付近に物が置かれていることにより、道路から死角となる箇所が発生している場合には、これらを撤去し見通しを確保する。

(3) 植栽に関する配慮

植栽については、周囲からの見通しを確保し、侵入を企てる者がその身体を隠すおそれのない状態とするため、樹種の選定及び植栽の位置に配慮する。

また、定期的な剪定又は伐採を行い、茂りすぎによる死角の増大を防ぐ。

(4) 屋外設置物の維持管理

屋外に設置された機器等は、侵入の足場とならないよう適切な場所に配置する。

また、段ボール等の燃えやすいものは、火災の原因となるので敷地内に放置しない。

(5) 照明設備の点検整備

照明設備について、適正な設置場所及び照度となっているか定期的に点検、整備する。

2 自主防犯体制の確立等

(1) 自主防犯活動の推進

共同住宅については、管理組合等を中心とした自主防犯活動を推進する。

(2) 管轄警察署との連携

防犯情報や犯罪発生情報等を有効に活用するため、必要に応じて管轄警察署との連携に努める。

(注1)：「不審者等」とは、人の生命、身体、財産等に危害を加え、又はそのおそれがある者をいう。

(注2)：「オートロックシステム」とは、共用玄関の外側と各住戸との間で通話可能なインターホンと連動し、共用玄関扉の「電気錠」を解錠することができるものをいう。「電気錠」とは、暗証番号、カードキーにより解錠される錠をいう。

(注3)：「自動施錠機能付き扉」とは、扉を閉めると自動的に施錠される機能を有する錠をいう。

(注4)：「人の顔及び行動が明確に識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔、行動が明確に識別でき、誰であるか明確にわかる程度以上の照度をいい、平均水平面照度がおおむね50ルクス以上のものをいう。

(注5)：「人の顔及び行動が識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔、行動が識別でき、誰であるかわかる程度以上の照度をいい、平均水平面照度がおおむね20ルクス以上のものをいう。

(注6)：「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度（平均水平面照度がおおむね3ルクス以上）をいう。

(注7)：「チェーン用バーラック」とは、駐輪場に固定されている金属製の棒（バー）をいい、これと自転車・オートバイ等をチェーン錠で結ぶことにより、盗難防止に有効な構造のものをいう。

(注8)：「サイクルラック」とは、チェーン用バーラックと同様の機能を有するもので、1台ごとのスペースが明確に区分されているラックをいう。

(注9)：「防犯建物部品」とは、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」が公表している「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載された建物部品など、工具類等の侵入器具を用いた侵入行為に対して、①騒音の発生を可能な限り避ける攻撃方法に対しては5分以上、②騒音の発生を許容する攻撃方法に対しては、騒音を伴う攻撃回数7回（総攻撃時間1分以内）を超えて、侵入を防止する防犯性能を有することが、

公正中立な第三者機関により確かめられた建物部品をいう。

(注 10) : 「ピッキング」とは、錠前のシリンダー（カギ穴周辺の円筒）部分に特殊な工具を差し込んで解錠する住宅への侵入手口という。

(注 11) : 「サムターン回し」とは、鍵を使用せず、扉に取り付けてある郵便受けを破壊して手を入れるやり方、あるいはドアスコープやドアノブを取り外したり、扉と扉枠との隙間から針金や特殊な工具等を挿入するやり方等で、扉内側（室内側）の施解錠操作のつまみ（サムターン）を回して解錠する住宅への侵入手口をいう。

(注 12) : 「ガードプレート」とは、錠のデッドボトル（かんぬき）が見えないよう、扉と扉枠の隙間を隠すためのカバー（板）をいう。

(注 13) : 「カム送り」とは、特殊な工具を用いて、錠シリンダーを迂回し、直接錠ケース内部に働きかけてデッドボトル（かんぬき）を作動させて解錠する住宅への侵入手口をいう。

犯罪の防止に配慮した公園等の構造、設備等に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例（平成20年鳥取県条例第44号）第16条第2項及び同条例第17条第2項の規定に基づき、公園（児童等が日常的に利用するものを除く。）、道路（通学路を除く。）、駐車場及び駐輪場（以下「公園等」という。）について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する事項を示すことにより、防犯性の高い公園等の普及を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、公共の場所として不特定かつ多数のものが利用する公園等を対象とする。
- (2) この指針は、公園等を設置し、又は管理する者等に対し、公園等の防犯性の向上に係る企画・設計及び施設整備上配慮すべき事項を示し、その自発的な対策を促すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。
- (3) この指針は、公園等の関係法令との関係、計画上及び設計上の制約、管理体制の整備状況、地域の実情等に配慮し、対応が可能と判断される項目について適用するものとする。
- (4) この指針に基づく取組みの推進に当たっては、公園等における犯罪の発生状況、地域住民の要望、その他防犯対策を構ずる必要性を検討して推進するものとする。
- (5) この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

3 防犯の基本原則

公園等で発生する犯罪を防止するため、次の3点の基本原則から防犯性の向上について検討し、公園等の計画、設計、改善及び整備を行うものとする。

- (1) 周囲からの見通しの確保（監視性の確保）

周囲からの見通しを確保することによって、不審者等（注1）が近づきにくい環境を確保する。
- (2) 周辺居住者の共同意識の向上（領域性の強化）

周辺居住者が「わがまち意識」をもつことにより帰属意識を高め、コミュニティの形成、環境の維持管理、防犯活動等を積極的に推進することにより、犯罪の起こりにくい領域を確保する。
- (3) 不審者等の接近の防止（接近の制御）

フェンス、柵を設置すること等により不審者等の侵入経路を制御し、不審者等の犯行を物理的・心理的に断念させることで、犯行の機会を減少させる。

第2 犯罪の防止に配慮した公園等の構造、設備等に関する事項

1 公園

公園において発生する不審者等による子どもへの声かけ事案等を防止するため、不審者等が対

象者又は対象物に近づきにくいよう、可能な限り以下の項目に配慮する。

(1) 見通しの確保

ア 植栽

植栽については、周囲の道路、住居、園路等からの死角を作らない設置とする。また、見通しが悪くなれば剪定を行う。

イ 囲障

囲障を設ける場合は、景観に配慮した見通しのよいフェンス、柵等を設置する。

ウ 遊具

遊具等の選定、配置については、死角をつくらない構造のものを選定し、周囲から見通しのよい配置とする。

(2) 照度の確保

公園内の照明については、遊具の付近などでは人の行動を視認できる程度以上の照度（注2）を確保するとともに、園内に極端な暗部ができないよう適切な配置とする。

(3) トイレを設置する場合の配慮事項

ア 配置

周辺道路から近い場所等、周囲からの見通しがよい場所に設置する。

イ 照明設備

建物の出入口付近及び内部は、人の顔及び行動が明確に識別できる程度以上の照度（注3）を確保する。

(4) 防犯設備

見通しが確保できない場所やトイレ等には、必要に応じて防犯ベル等を設置する。

(5) 避難・通報場所の確保

公園周辺には、「子どもかけ込み110番の家」など、非常時の避難・通報場所を確保する。

2 道路

道路において発生する乗り物盗、車上ねらいや器物損壊等の犯罪を防止するため、不審者等が対象者又は対象物に近づきにくいよう、可能な限り以下の項目に配慮する。

(1) 歩道と車道の分離

道路の構造、幅員、周辺の状況等を勘案しつつ、縁石や防護柵、植栽等により歩道と車道を分離する。

(2) 見通しの確保

ア 柵、標識等の工作物

道路上の柵、標識等の工作物は、道路の見通しを妨げないように設置する。

イ 植栽等

道路の植栽等は、下枝等が道路の見通しを妨げないように剪定作業等を行う。

(3) 照度の確保

道路照明や防犯灯等の照明設備については、人の行動を視認できる程度以上の照度を確保するとともに、適切な配置をする。

(4) 地下通路等の防犯設備

地下通路など周囲からの見通しが悪く、出入口が限られている場所にあつては、必要に応じ

防犯カメラや防犯ベル等を設置する。

3 駐車場及び駐輪場

駐車場及び駐輪場（住宅等の付属設備として設けるものを除く。以下「駐車場等」という。）において発生する乗り物盗、車上ねらい等を防止するため、不審者等が対象者又は対象物に近づきにくいよう、利用形態や規模に応じて可能な限り以下の項目に配慮する。

(1) フェンス、柵等による周囲との区分

駐車場等の外周をフェンス、柵等で囲み、周囲と区分する。

(2) 見通しの確保

ア 駐車場等のフェンス、柵等の設置に当たっては、周囲からの見通しを確保する。

イ 見通しが悪く、死角になる場所は、必要に応じてミラーを設置するなど、場内の見通しを確保する。

ウ 見通しの補完設備として、必要に応じ防犯カメラを設置する。

(3) 照度の確保

地下又は屋内の駐車場等については、駐車のために供する部分の床面において2ルクス以上、車路の路面において10ルクス以上の照度を確保し、屋外の駐車場等についても、必要に応じて防犯灯等により2ルクス以上の照度を確保する。

(4) 出入口

ア 出入口には、必要に応じて自動ゲート管理システム等の設置又は管理人等の配置を行い、車両の出入りを管理する。

イ 夜間等営業時間外には、出入口にチェーン等を設置する。

(5) 管理人等

ア 駐車場等の管理者（その管理を委託された者を含む。）は、常駐、定期的な巡回又は防犯カメラの設置により防犯性の向上を図る。

イ 管理人室を設置する場合は、出入口付近で車両及び人の出入りを確認できる位置に配置する。

(6) 盗難防止装置

駐車場等においては、必要に応じてチェーン用バーラック（注4）、サイクルラック（注5）等を設置し、自転車又はオートバイとチェーン錠等で結束できるようにする。

(7) 広報

犯罪の発生状況に応じて、利用者に対し、看板、貼り紙等により、「カギ掛け」の励行など防犯のための広報を実施する。

(8) 管轄警察署との連携

ア 駐車場等の設置者等は、駐車場付近における犯罪発生状況等について、管轄警察署から情報提供を受けるよう努め、駐車場等利用者に対する広報等に活用する。

イ 駐車場等の設置者等は、施設の防犯構造又は防犯設備（警備業者によるものを含む。）を新設し、又は変更しようとする場合には、管轄警察署から助言を求め、効果的な防犯構造又は防犯設備とするよう配慮する。

4 その他

(1) 地域住民との連携

公園等の整備・管理等は、ワークショップによる計画づくり等により、できる限り住民参加を促進し、落書き消しやゴミの不法投棄への対応等についても、住民の協力を得る。

(2) 防犯カメラの運用

防犯カメラを設置する場合は、その適正な運用を図るため、可能な限り以下の項目に配慮する。

ア 設置等

(ア) 防犯カメラを設置する場合は、見通しの補完、範囲の抑制等の観点から、有効な位置、台数等を検討し適切に配置する。

(イ) 防犯カメラを設置する部分の照明設備は、当該防犯カメラが有効に機能するため必要となる照度を確保したものとする。

イ 個人のプライバシーの保護への配慮

(ア) 設置区域内の見やすい場所に、防犯カメラが作動していることを明示する。

(イ) 防犯カメラを設置及び運用する者は、プライバシーの保護に配慮して、防犯カメラの設置及び管理運用並びに画像等の情報の取扱いに関し、適切な措置を講ずる。

(注1)：「不審者等」とは、人の生命、身体、財産等に危害を加え、又はそのおそれがある者をいう。

(注2)：「人の行動を視認できる程度の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度（平均水平面照度がおおむね3ルクス以上）をいう。

(注3)：「人の顔及び行動が明確に識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔、行動が明確に識別でき、誰であるか明確にわかる程度以上の照度をいい、平均水平面照度がおおむね50ルクス以上のものをいう。

(注4)：「チェーン用バーラック」とは、駐輪場に固定されている金属製の棒（バー）をいい、これと自転車・オートバイ等をチェーン錠で結ぶことにより、盗難防止に有効な構造のものをいう。

(注5)：「サイクルラック」とは、チェーン用バーラックと同様の機能を有するもので、1台ごとのスペースが明確に区分されているラックをいう。

犯罪の防止に配慮した深夜小売業店舗等の構造、設備等に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例（平成20年鳥取県条例第44号）第18条第2項の規定に基づき、深夜（午後10時から翌日の午前6時まで。）において小売業を営む者並びに銀行その他の金融機関及び貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第2項に規定する貸金業者の営業施設（以下「深夜小売業店舗等」という。）に対し、防犯上配慮すべき事項を示すことにより、深夜小売業店舗等における安全確保を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、深夜小売業店舗等を営業し、又は管理する者に対し、店舗等における安全確保のため防犯上配慮すべき事項を示し、その自発的な対策を促すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。
- (2) この指針は、関係法令の制約等に配慮し、深夜小売業店舗等の管理体制の整備状況等、地域や深夜小売業店舗等の実情に応じて運用するものとする。
- (3) この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。
- (4) この指針の対象となる深夜小売業店舗等は、次に掲げる者の営業施設店舗とする。

ア 深夜において営業する小売業者

- (ア) スーパーマーケット
- (イ) コンビニエンスストア
- (ウ) ガソリンスタンド
- (エ) 書店

イ 銀行その他の金融機関

- (ア) 銀行法（昭和56年法律第59号）にいう銀行
- (イ) 信用金庫法（昭和26年法律238号）にいう信用金庫
- (ウ) 労働金庫法（昭和28年法律第227号）にいう労働金庫
- (エ) 商工組合中央金庫法（昭和11年法律第14号）にいう商工組合中央金庫
- (オ) 農林中央金庫法（平成13年法律第93号）にいう農林中央金庫
- (カ) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）にいう信用協同組合
- (キ) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）にいう農業協同組合
- (ク) 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）にいう漁業協同組合

ウ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第2項にいう貸金業者

3 防犯の基本原則

深夜小売業店舗等で発生する犯罪を防止するため、次の3点の基本原則から防犯性の向上について検討し、施設の計画、設計、整備及び管理運営を行うものとする。

- (1) 見通しの確保（監視性の確保）

視線を遮る構造物、物品の除去又はその配置及び改善により、死角の解消を図って視認性を確保する。

(2) 従業員の防犯意識の向上（領域性の強化）

従業員の防犯意識の向上を図るとともに、人による警戒活動の強化によって、犯罪の起こりにくい領域を確保する。

(3) 防犯機器・設備の整備拡充（接近の制御）

防犯カメラ・照明設備等の防犯設備を整備拡充・強化することにより犯罪の防止を図る。

第2 犯罪の防止に配慮した深夜小売業店舗等の構造、設備等に関する事項

1 深夜において営業する小売業者

(1) 店舗の構造

ア 見通しの確保

(ア) 店舗内は、常に整理整頓し、通路等に障害物を置かず、見通しを確保する。

(イ) 出入口ドア、窓ガラスには、不必要なシール、ポスター等を貼り付けず、店舗外からの見通しを確保する。

(ウ) 店舗外周及び駐車場周辺の照明設備に死角をなくすよう努める。

(エ) カウンターは、店舗外からも見通しのよい場所に設け、さらに、複数人で業務を行っている姿を見せる。また、カウンターは、容易に乗り越えることのできない構造にする。

(オ) トイレの出入口は、見通しを確保する。

(カ) 子ども広場等を設ける場合は、売場及び通路等から見通しが確保された位置に設置し、周辺に従業員等を配置するよう努める。

(2) 防犯設備

ア 店舗出入口に来客用感応装置を設置する。

イ 各階の窓には、状況に応じ鉄格子、シャッター、周囲に異常を知らせるための防犯設備その他の侵入防止装置を設ける。

ウ レジは、カウンター越しに中が見えないよう、また手が届かないように配置する。

エ 警察、警備会社への通報装置等を設置し、連動して点滅する構造の赤色灯等を店舗外からも見通せる位置に設置する。

オ 防犯カメラを店舗内に死角がないように設置するほか、駐車場等店舗外に向けても設置する。

カ 防犯ミラーを死角がないように設置する。

キ カラーボール等の防犯機材を備え付け、直ちに使用可能な状態にしておく。

(3) 警戒活動

ア 警戒要領

(ア) 複数人による勤務体制を確保する。

(イ) 常に店舗内外の警戒と来客者の動向には注意を払い、不審者等（注1）の発見に配慮する。

(ウ) 来客者には必ず声をかけ、ヘルメット等を装着したまま入店した者には、脱ぐように声をかける。

- (エ) 巡回等を警備業者に委託する。
- イ 現金管理
 - (ア) 金庫は、確実に施錠をする。
 - (イ) レジ内の現金は必要最小限とし、使用するレジの数も必要最小限にする。また、使用しないレジは確実に現金を抜き取り、現金を置いていないことを示しておく。
 - (ウ) 金庫に異常があった場合の通報装置を設置する。
- (4) その他
 - ア 店舗の近隣居住者に対し、不審者等についての連絡、事件発生時の通報等に関する協力を依頼する。
 - イ 店舗内にATM機を設置する場合は、カウンターからの監視や防犯カメラによる監視が可能な場所に設置する。

2 銀行その他の金融機関及び貸金業者

- (1) 店舗の構造
 - ア 見通しの確保
 - (ア) 店舗内及び来客用ロビーは、見通しを確保し、視認性を高める構造とする。
 - (イ) 来客用出入口は、事務室からの見通しが良い位置を選定し、来客時、顔を見て必ず声をかける。
 - イ 来客用ロビーと事務室の分離
 - (ア) 来客用ロビーと事務室は、容易に乗り越えることのできない構造のカウンター等で区分する。
 - (イ) 来客用ロビーと事務室との交通のための出入口には、来客用ロビー側からは容易に開放できず、かつ、容易に乗り越えることのできない扉を設ける。
- (2) 防犯設備
 - ア 出入口に来客感应装置を設置する。
 - イ 店舗外周、来客用出入口、通用口、来客用ロビー、事務室、ATMコーナー、夜間金庫その他必要箇所に防犯カメラを死角がないように設置する。
 - ウ 扉は、強固なものとし、主錠のほか補助錠及び周囲に異常を知らせるための防犯設備を設置する。
 - エ 各階の窓には、状況に応じ鉄格子、シャッター、周囲に異常を知らせるための防犯設備その他の侵入防止装置を設ける。
 - オ 110番直結の通報装置及び店舗内又は店舗外に異常を知らせるための防犯設備を設ける。
- (3) 警戒活動
 - ア 警戒要領
 - (ア) 開店中
 - 警戒専従員はもとより、職員は常に店舗外周、来客用出入口、来客用ロビー等の警戒に配慮するとともに、来店客等に対する積極的な声かけを行う。また、ヘルメット等を装着したまま入店した者には、脱ぐように声をかける。
 - (イ) 閉店時
 - 警戒専従員は、特に来客用出入口又はその周辺に位置し、警戒する。

- (ウ) 閉店後
 - ・ 店舗を最後に出る職員は、すべてのドア、窓の鍵を確認し確実に施錠をする。
 - ・ 夜間等において無人となる店舗については、警備業者による機械警備等を委託する。
 - ・ 警備会社と契約していることを出入口に表示しておく。
- (4) ATMの防犯対策
 - ア 本体
 - (ア) 本体は、工具等による破壊に一定時間耐えられる強度とする。又は、プロテクター等により補強して同様の強度とする。
 - (イ) 本体は、容易に移動できないように床面に固定する。
 - (ウ) 配線等が切断されたときに異常を知らせることができる機能を設ける。
 - (エ) 暗証番号等を操作する部分が、他人から容易に見えないように工夫する。
 - (オ) ATM機周辺には、不審物が発見しやすいように物を置かない。
 - (カ) 施設及び機器の監視、巡回、点検を行う。
 - イ 本体上部又は周辺
 - (ア) 緊急時に警備業者の基地局、金融機関の事務センター、サービスセンター等に直接異常を知らせることができる緊急通報装置（非常ボタン）を設置する。
 - (イ) 周囲に異常を知らせるための防犯設備を設ける。
 - ウ 扉
 - (ア) 本体の強度と同等以上とし、ピッキング（注2）、こじ破り（注3）等の不正な手段による開扉を防止するための対策を施す。
 - (イ) 破壊による衝撃や焼き切りによる熱等を感知し、管理センター等に通報する機能を施す。また、周囲に異常を知らせるための防犯設備を設ける。
 - エ ブース
 - (ア) ブースを新たに設置する場合は、躯体を鉄骨等により強化し、容易に破壊されないものとするほか、既設のものは、鉄骨等により補強する。
 - (イ) ブース及びその周辺を外周から撮影する防犯カメラを設置する。
 - (ウ) ブースへの車両の接近を制御する車止め等を設置する。
- (5) その他
 - ア 近隣居住者等に対し、不審者等についての連絡、異常発生時の通報等に関する協力を依頼する。
 - イ ATMの設置者は、設置場所の管理者等と緊密な連携を図り、防犯設備の充実や設置場所の管理者等による監視の実施など、防犯対策を強化する。また、防犯設備に関する定期的な保守点検を実施する。

3 防犯体制

- (1) 体制の整備
 - ア 店長等責任ある者の中から防犯責任者を指定する。
 - イ 店舗の規模、営業形態等に応じて副責任者を指定し、防犯責任者の補助に当たらせる。
 - ウ 各店舗を統轄する本社（部）、支社（部）等は、その統轄する各店舗に対する防犯指導担当者を指定し、各店舗に対して定期的に防犯指導を実施する。

(2) 防犯設備の点検整備・拡充

防犯責任者又は副防犯責任者（以下「防犯責任者等」という。）は、定期的に施設の防犯機器・設備を点検して、不備がある場合は是正措置を講じ改善に努める。

(3) 防犯マニュアルの活用

防犯マニュアルを策定し、同マニュアルを店舗内に備え付けるとともに、その内容を従業員に周知する。

(4) 従業員に対する指導

ア 防犯機器・設備の操作要領を従業員に習熟させる。

イ 防犯訓練を定期的実施し、従業員の任務分担や警察への通報要領を徹底させる。

ウ 来客等への声かけを行い、不審者等の発見に努めるよう指導する。

エ 日ごろから従業員等の防犯意識を醸成するための指導に努める。

オ 青少年へのタバコや酒類の提供禁止を周知徹底させる。

カ 青少年の深夜における施設内への立入又は施設周辺での「たむろ」を発見したときは、帰宅を促すよう指導する。

(5) 管轄警察署との連携

ア 防犯設備を新設し、又は変更しようとする場合には、管轄警察署との連携を図り、効果的な防犯設備の設置に配慮する。

イ 防犯責任者等は、犯罪発生状況等について、管轄警察署から情報提供を受けるよう努め、従業員の指導や防犯体制・設備の改善に活用する。

(注1)：「不審者等」とは、人の生命、身体、財産等に危害を加え、又はそのおそれがある者をいう。

(注2)：「ピッキング」とは、錠前のシリンダー（カギ穴周辺の円筒）部分に特殊な工具を差し込んで解錠する住宅への侵入手口をいう。

(注3)：「こじ破り」とは、ガラス破りの方法の一つ。主にマイナスドライバーなどの工具で音を出さないようにガラスを破壊し侵入する手口をいう。